

阿蘇郡消防操法大会

村から第13分団と第3分団が出場

消防操法技術を競う第28回阿蘇郡消防操法大会が7月5日、高森町の南阿蘇畜産協同組合で開催され、本村からは6月に開催された村大会で好成績を収めた第13分団(喜多、栃木)と、第3分団(両併)が、小型ポンプの部に出場しました。

大会には、郡内6町村からポンプ車の部に4分団、小型ポンプの部に10分団が出場。両分団とも入賞は逃したものの、優勝を目指して機敏な動きを見せていました。



操法競技を行う第3分団(上)と第13分団(下)

九州北部豪雨災害から2年

平成24年に起きた九州北部豪雨災害から2年を迎えた7月12日、2人が犠牲となり、村内でも被害が大きかった新所地区の災害現場で追悼式が行われ、献花と1分間の黙祷がささげられました。

式では、黙祷の後、新所区長の丸野健雄さんが、「災害から2年が経ちました。災害は終わりではありません。人的被害を防ぐには、早めの避難を心がけましょう」とあいさつ。参列者の皆さんは、被災の記憶を新たにされました。



追悼式であいさつをされる丸野区長



復旧工事が進む災害現場

児童扶養手当「現況届」の提出期限は8月29日(金)です

8月は「児童扶養手当現況届」の提出月です。

役場から郵送する現況届に必要な事項を記入し、必要な書類を揃えて、必ず受給者本人が役場住民福祉課(白水庁舎)へお越しください。提出の際に、担当者が近況の聞き取りを行います。

現況届の提出が遅れると、8月以降の手当が支給されなくなりしますのでご注意ください。

【児童扶養手当の受給要件】

次のいずれかの条件にあてはまる児童を監護している父または母、または父母に代わってその児童※を養育している人(児童と同居、監護し生計を維持している人)が受給できます。

※「児童」とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童または、政令で定める程度の障がいがある場合は、20歳未

満の児童

① 父母が婚姻を解消した児童

② 父または母が死亡した児童(遺族補償を受けることができる場合は対象となりません)

③ 父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童

④ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童

⑤ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(※注意) 手当金額は、所得で決定するため①～⑤に該当しても手当が受けられない場合があります。

【受給手続き】

役場住民福祉課で相談のうえ、手続きしてください。

【必要な書類】

- ① 児童手当認定請求書
- ② 請求者と対象児童の戸籍

謄本または抄本

③ 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票

④ 請求者と対象者の預金通帳の写し、保険証の写し

※お詫びと訂正

H26年7月号に掲載した「子育て世帯臨時特例給付金」の申請期間は、7月1日(火)～10月1日(水)までです。訂正してお詫び申し上げます。

※お願い

「児童手当」の現況届を提出していない人は、至急提出してください。

〈提出先・問い合わせ〉
役場 住民福祉課福祉係
TEL (62) 9195